

公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（開票立会人） 第六十二条（略）</p> <p>2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十一項の規定による届出があつたとき又は同条第十二項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等</p> <p>四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第二項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十二項の規定による却下があつたとき。当該参議院名簿届出政党等</p> <p>3 10（略）</p> <p>（無効投票） 第六十八条（略）</p>	<p>（開票立会人） 第六十二条（略）</p> <p>2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。当該衆議院名簿届出政党等</p> <p>四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。当該参議院名簿届出政党等</p> <p>3 10（略）</p> <p>（無効投票） 第六十八条（略）</p>

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一（略）

二 衆議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体（第八十六條の二第十一項の規定による届出をした政党その他の政治団体を含む。）の名称又は略称を記載したもの

三（略）

四 第八十六條の二第一項の衆議院名簿登載者の全員につき、同條第八項各号に規定する事由が生じており又は同項後段の規定による届出がされている場合の当該衆議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの

五〇八（略）

3 参議院（比例代表選出）議員の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一（略）

二 公職の候補者たる参議院名簿登載者でない者、第八十六條の三第二項において準用する第八十六條の二第八項後段の規定による届出に係る参議院名簿登載者若しくは第八十六條の八第一項、第八十七條第一項若しくは同條第六項において準用する同條第四項、第八十八條、第二百五十一條の二若しくは第二百五十一條の三の規定により公職の候補者となることのできない参議院名簿登載者の氏名を記載したもの又は参議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体の名称若しくは略称を記載したもの。ただし、代表者の氏名の類を記入したもので第八号ただし書に該当する場合は、この限りでない。

三 第八十六條の三第一項の規定による届出をした政党その他の

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一（略）

二 衆議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体（第八十六條の二第十項の規定による届出をした政党その他の政治団体を含む。）の名称又は略称を記載したもの

三（略）

四 第八十六條の二第一項の衆議院名簿登載者の全員につき、同條第七項各号に規定する事由が生じており又は同項後段の規定による届出がされている場合の当該衆議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの

五〇八（略）

3 参議院（比例代表選出）議員の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一（略）

二 公職の候補者たる参議院名簿登載者でない者、第八十六條の三第二項において準用する第八十六條の二第七項後段の規定による届出に係る参議院名簿登載者若しくは第八十六條の八第一項、第八十七條第一項若しくは同條第六項において準用する同條第四項、第八十八條、第二百五十一條の二若しくは第二百五十一條の三の規定により公職の候補者となることのできない参議院名簿登載者の氏名を記載したもの又は参議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体の名称若しくは略称を記載したもの。ただし、代表者の氏名の類を記入したもので第八号ただし書に該当する場合は、この限りでない。

三 第八十六條の三第一項の規定による届出をした政党その他の

政治団体で同項各号のいずれにも該当していなかったもの若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による届出をしたもの又は第八十七条第六項において準用する同条第五項の規定に違反して第八十六条の三第一項の参議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体の同項の規定による届出に係る参議院名簿登載者の氏名又はその届出に係る名称若しくは略称を記載したもの

四 参議院名簿登載者の全員につき、第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第八項各号に規定する事由が生じており又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第八項後段の規定による届出がされている場合の当該参議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの

五 十 (略)

(衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等)

第八十六条 (略)

2 13 (略)

14 第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政党その他の政治団体の得票総数(第七項の文書にその名称を記載された政党その他の政治団体の得票総数を含む。次条第十五項において同じ。)の算定その他第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届

政治団体で同項各号のいずれにも該当していなかったもの若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出をしたもの又は第八十七条第六項において準用する同条第五項の規定に違反して第八十六条の三第一項の参議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体の同項の規定による届出に係る参議院名簿登載者の氏名又はその届出に係る名称若しくは略称を記載したもの

四 参議院名簿登載者の全員につき、第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第七項各号に規定する事由が生じており又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第七項後段の規定による届出がされている場合の当該参議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの

五 十 (略)

(衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等)

第八十六条 (略)

2 13 (略)

14 第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政党その他の政治団体の得票総数(第七項の文書にその名称を記載された政党その他の政治団体の得票総数を含む。次条第十四項において同じ。)の算定その他第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届

出等)

第八十六条の二 (略)

2 3 6 (略)

7| 第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体が、前項の規定により、三人以上の衆議院名簿登載者について当選人となるべき順位を同一のものとするときは、それらの同一の順位とされた者を性別その他の観点から二以上の群(以下「同一順位内登載者群」という。)に分け、それらの同一順位内登載者群に当選人の割当ての優先順位(第九十五条の二第三項及び第四項並びに第七十五条第一項において「優先割当順位」という。)を付することができる。

8| 当該選挙の期日までに、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたことを知ったときは、選挙長は、第一項の規定による届出に係る衆議院名簿における当該衆議院名簿登載者に係る記載を抹消するとともに、直ちにその旨を当該衆議院名簿届出政党等に通知しなければならない。衆議院名簿登載者につき除名、離党その他の事由により当該衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が当該選挙の期日の前日までに当該衆議院名簿届出政党等から文書でされたときも、また同様とする。

一 3 (略)

四 第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体が、第四項の規定により、当該選挙と同時に行われる衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者(候補者となるべき者を含む。)を当該政党その他の政治団体の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者とした場合において、当該衆議院名簿登載者が当該衆議院(比例代表選出)議員の選挙区の区域内にある

出等)

第八十六条の二 (略)

2 3 6 (略)

(新設)

7| 当該選挙の期日までに、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたことを知ったときは、選挙長は、第一項の規定による届出に係る衆議院名簿における当該衆議院名簿登載者に係る記載を抹消するとともに、直ちにその旨を当該衆議院名簿届出政党等に通知しなければならない。衆議院名簿登載者につき除名、離党その他の事由により当該衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が当該選挙の期日の前日までに当該衆議院名簿届出政党等から文書でされたときも、また同様とする。

一 3 (略)

四 第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体が、第四項の規定により、当該選挙と同時に行われる衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における候補者(候補者となるべき者を含む。)を当該政党その他の政治団体の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者とした場合において、当該衆議院名簿登載者が当該衆議院(比例代表選出)議員の選挙区の区域内にある

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区における候補者でなくなり、又は第一項若しくは第十項の規定による届出のあつた日において当該衆議院（比例代表選出）議員の選挙区の区域内にある衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区における候補者とならなかつたこと。

9）11（略）

12 第一項の規定による届出が同項各号のいずれにも該当しない政党その他の政治団体によつてされたものであること若しくは第三項若しくは第五項若しくは第八十七条第五項の規定に違反してされたものであることを知つたとき又は第一項の規定による届出に係る衆議院名簿につき第十項に規定する期限経過後において衆議院名簿登載者の全員が第八項の規定により当該衆議院名簿における記載を抹消すべき者であることを知つたときは、選挙長は、当該届出を却下しなければならない。

13 第十項の規定による届出が同項の規定に違反してされたものであること又は当該届出の結果当該衆議院名簿登載者の数が第五項の規定に違反することとなつたことを知つたときは、選挙長は、当該届出を却下しなければならない。

14 第一項、第十項若しくは第十一項の規定による届出があつたとき、第八項の規定により衆議院名簿における衆議院名簿登載者に係る記載を抹消したとき又は第十二項若しくは前項の規定により届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、中央選挙管理会に報告しなければならない。

15（略）

（参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区における候補者でなくなり、又は第一項若しくは第九項の規定による届出のあつた日において当該衆議院（比例代表選出）議員の選挙区の区域内にある衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区における候補者とならなかつたこと。

8）10（略）

11 第一項の規定による届出が同項各号のいずれにも該当しない政党その他の政治団体によつてされたものであること若しくは第三項若しくは第五項若しくは第八十七条第五項の規定に違反してされたものであることを知つたとき又は第一項の規定による届出に係る衆議院名簿につき第九項に規定する期限経過後において衆議院名簿登載者の全員が第七項の規定により当該衆議院名簿における記載を抹消すべき者であることを知つたときは、選挙長は、当該届出を却下しなければならない。

12 第九項の規定による届出が同項の規定に違反してされたものであること又は当該届出の結果当該衆議院名簿登載者の数が第五項の規定に違反することとなつたことを知つたときは、選挙長は、当該届出を却下しなければならない。

13 第一項、第九項若しくは第十項の規定による届出があつたとき、第七項の規定により衆議院名簿における衆議院名簿登載者に係る記載を抹消したとき又は第十一項若しくは前項の規定により届出を却下したときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、中央選挙管理会に報告しなければならない。

14（略）

（参議院比例代表選出議員の選挙における名簿による立候補の届

出等)

第八十六条の三 (略)

2 前条第二項、第三項、第五項、第八項(第四号を除く)、第九項、第十項前段及び第十一項から第十五項までの規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙について準用する。この場合において、同条第二項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「衆議院名簿」とあるのは「同項の参議院名簿(以下この条において「参議院名簿」という。)」と、「衆議院名称届出政党」とあるのは「任期満了前九十日に当たる日から七日を経過する日までの間に第八十六条の七第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第五項の規定による届出をしていないもの(同条第三項の規定により添えた文書の内容に異動がないものに限る。)」と、「同項」とあるのは「次条第一項」と、同項第一号中「衆議院名簿登載者」とあるのは「次条第一項の参議院名簿登載者(以下この条において「参議院名簿登載者」という。)」と、同項第三号中「前項各号」とあるのは「次条第一項各号」と、同項第四号中「第八十七条第五項」とあるのは「第八十七条第六項において準用する同条第五項」と、同項第五号中「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、「又は第八十七条第一項若しくは第四項」とあるのは、「第八十七条第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三」と、同項第六号中「衆議院名簿登載者の選定及びそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定(以下単に「衆議院名簿登載者の選定」という。)」とあるのは「参議院名簿登載者の選定」と、「並びに衆議院名簿登載者」とあるのは「及び参議院名簿登載者」と、「当該衆議院名簿登載者」とあるのは

出等)

第八十六条の三 (略)

2 前条第二項、第三項、第五項、第七項(第四号を除く)、第八項、第九項前段及び第十項から第十四項までの規定は、参議院(比例代表選出)議員の選挙について準用する。この場合において、同条第二項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「衆議院名簿」とあるのは「同項の参議院名簿(以下この条において「参議院名簿」という。)」と、「衆議院名称届出政党」とあるのは「任期満了前九十日に当たる日から七日を経過する日までの間に第八十六条の七第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第五項の規定による届出をしていないもの(同条第三項の規定により添えた文書の内容に異動がないものに限る。)」と、「同項」とあるのは「次条第一項」と、同項第一号中「衆議院名簿登載者」とあるのは「次条第一項の参議院名簿登載者(以下この条において「参議院名簿登載者」という。)」と、同項第三号中「前項各号」とあるのは「次条第一項各号」と、同項第四号中「第八十七条第五項」とあるのは「第八十七条第六項において準用する同条第五項」と、同項第五号中「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、「又は第八十七条第一項若しくは第四項」とあるのは、「第八十七条第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三」と、同項第六号中「衆議院名簿登載者の選定及びそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定(以下単に「衆議院名簿登載者の選定」という。)」とあるのは「参議院名簿登載者の選定」と、「並びに衆議院名簿登載者」とあるのは「及び参議院名簿登載者」と、「当該衆議院名簿登載者」とあるのは「当

とあるのは「次条第一項」と、「第八十七条第五項」とあるのは「第八十七条第六項において準用する同条第五項」と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、同条第十三項中「違反してされたものであること又は当該届出の結果当該衆議院名簿登載者の数が第五項の規定に違反することとなつたこと」とあるのは「違反してされたものであること」と、同条第十四項中「第一項、第十項」とあるのは「次条第一項若しくはこの条第十項」と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、同条第十五項中「第一項第一号」とあるのは「次条第一項第一号」と、「必要な事項」とあるのは「必要な事項並びに参議院（比例代表選出）議員の再選挙及び補欠選挙における第二項ただし書の規定の適用について必要な事項」と読み替えるものとする。

（立候補のための公務員の退職）

第九十条 前条の規定により公職の候補者となることができない公務員が、第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の二第一項若しくは第十項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第十項前段又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出により公職の候補者となつたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす。

（名簿届出政党等に係る供託物の没収）

のは「次条第一項」と、「第八十七条第五項」とあるのは「第八十七条第六項において準用する同条第五項」と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」と、同条第十二項中「違反してされたものであること又は当該届出の結果当該衆議院名簿登載者の数が第五項の規定に違反することとなつたこと」とあるのは「違反してされたものであること」と、同条第十三項中「第一項、第九項」とあるのは「次条第一項若しくはこの条第九項」と、「衆議院名簿」とあるのは「参議院名簿」と、同条第十四項中「第一項第一号」とあるのは「次条第一項第一号」と、「必要な事項」とあるのは「必要な事項並びに参議院（比例代表選出）議員の再選挙及び補欠選挙における第二項ただし書の規定の適用について必要な事項」と読み替えるものとする。

（立候補のための公務員の退職）

第九十条 前条の規定により公職の候補者となることができない公務員が、第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の二第一項若しくは第九項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出により公職の候補者となつたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす。

（名簿届出政党等に係る供託物の没収）

第九十四条 (略)

2 第八十六条の第二十一項の規定により衆議院名簿を取り下げ、又は同条第十二項の規定により同条第一項の規定による届出を却下された政党その他の政治団体に係る第九十二条第二項の供託物は、国庫に帰属する。

3 (略)

4 第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の第二十一項の規定により参議院名簿を取り下げ、又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の第十二項の規定により第八十六条の三第一項の規定による届出を却下された政党その他の政治団体に係る第九十二条第三項の供託物は、国庫に帰属する。

(衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人)
第九十五条の二 (略)

2 (略)

3 衆議院名簿において、第八十六条の二第六項の規定により二人以上の衆議院名簿登載者について当選人となるべき順位が同一のものとしておられるときは、同条第七項の規定により同一の順位とされた衆議院名簿登載者が同一順位内登載者群に分けられている場合を除く。は、当該当選人となるべき順位が同一のものとしておられる間における当選人となるべき順位は、当該選挙と同時に開催された衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における得票数の当該選挙区における有効投票の最多数を得た者に係る得票数に対する割合の最も大きい者から順次に定める。この場合において、当選人となるべき順位が同一のものとしておられた衆議院名簿登載者のうち、当該割合が同じであるものがあるときは、それらの者の間にお

第九十四条 (略)

2 第八十六条の第二十項の規定により衆議院名簿を取り下げ、又は同条第十一項の規定により同条第一項の規定による届出を却下された政党その他の政治団体に係る第九十二条第二項の供託物は、国庫に帰属する。

3 (略)

4 第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の第二十項の規定により参議院名簿を取り下げ、又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の第十一項の規定により第八十六条の三第一項の規定による届出を却下された政党その他の政治団体に係る第九十二条第三項の供託物は、国庫に帰属する。

(衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人)
第九十五条の二 (略)

2 (略)

3 衆議院名簿において、第八十六条の二第六項の規定により二人以上の衆議院名簿登載者について当選人となるべき順位が同一のものとしておられるときは、当該当選人となるべき順位が同一のものとしておられる間における当選人となるべき順位は、当該選挙と同時に開催された衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における得票数の当該選挙区における有効投票の最多数を得た者に係る得票数に対する割合の最も大きい者から順次に定める。この場合において、当選人となるべき順位が同一のものとしておられた衆議院名簿登載者のうち、当該割合が同じであるものがあるときは、それらの者の間における当選人となるべき順位は、選挙会において、選挙長がくじで定める。

る当選人となるべき順位は、選挙会において、選挙長がくじで定める。

4| 衆議院名簿において、第八十六条の二第七項の規定により同一の順位とされた衆議院名簿登載者が同一順位内登載者群に分けられているときは、当該同一の順位とされた衆議院名簿登載者の間における当選人となるべき順位は、各同一順位内登載者群に属する衆議院名簿登載者に、当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における得票数の当該選挙区における有効投票の最多数を得た者に係る得票数に対する割合の最も大きい者から順次に定められる順位（当該割合が同じである者があるときは、それらの者の間においては、選挙会において、選挙長がくじで定める順位。以下この項において「特定割合順位」という。）を付した上で、次に掲げる方法により定める。

一 特定割合順位が同じである衆議院名簿登載者の間においては、当該衆議院名簿登載者の属する同一順位内登載者群に付された優先順位に従って定めること。

二 特定割合順位が異なる衆議院名簿登載者の間においては、特定割合順位に従って定めること。

5・6 (略)

7| 第一項、第二項及び第五項の場合において、当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においてその得票数が第九十三条第一項第一号に規定する数に達しなかつた衆議院名簿登載者があるときは、当該衆議院名簿登載者は、衆議院名簿に記載されていないものとみなして、これらの規定を適用する。

（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に

（新設）

4・5 (略)

6| 第一項、第二項及び第四項の場合において、当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においてその得票数が第九十三条第一項第一号に規定する数に達しなかつた衆議院名簿登載者があるときは、当該衆議院名簿登載者は、衆議院名簿に記載されていないものとみなして、これらの規定を適用する。

（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に

おける当選人の繰上補充)

第九十七条の二 (略)

2 第九十五条の二第六項及び第七項の規定は、前項の場合について準用する。

3 (略)

(被選挙権の喪失と当選人の決定等)

第九十八条 (略)

2・3 (略)

4 第八十六条第十項の規定は第二項の届出について、第八十六条の二第九項及び第十項後段(これらの規定を第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定は前項の届出について準用する。

(無投票当選)

第百条 (略)

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、第八十六条の二第一項若しくは第十項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき若しくは超えなくなつたとき又は同条第一項の規定による届出をした衆議院名簿届出政党等が一であるとき若しくは一となつたときは、投票は、行わない。

3 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、第八十六条の三第一項又は同条第二項において準用する第八十六条の二第十項前段の規定による届出に係る参議院名簿登載者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき又は超えなくなつたと

おける当選人の繰上補充)

第九十七条の二 (略)

2 第九十五条の二第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。

3 (略)

(被選挙権の喪失と当選人の決定等)

第九十八条 (略)

2・3 (略)

4 第八十六条第十項の規定は第二項の届出について、第八十六条の二第八項及び第十項後段(これらの規定を第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定は前項の届出について準用する。

(無投票当選)

第百条 (略)

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙において、第八十六条の二第一項若しくは第九項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき若しくは超えなくなつたとき又は同条第一項の規定による届出をした衆議院名簿届出政党等が一であるとき若しくは一となつたときは、投票は、行わない。

3 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、第八十六条の三第一項又は同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段の規定による届出に係る参議院名簿登載者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき又は超えなくなつたと

きは、投票は、行わない。

4～6 (略)

7 前項に規定する場合を除くほか、衆議院（比例代表選出）議員の選挙において、第八十六条の二第一項又は第十項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき又は超えなくなつたときは、選挙長は、次条第四項の規定による通知があつた日又はその翌日に選挙会を開き、当該衆議院名簿登載者をもつて当選人と定めなければならない。この場合においては、第九十五条の二第六項及び第七項の規定を準用する。

8 前二項に規定する場合を除くほか、衆議院（比例代表選出）議員の選挙において、第八十六条の二第一項の規定による届出をした衆議院名簿届出政党等が一であるとき又は一となつたときは、選挙長は、次条第四項の規定による通知があつた日又はその翌日に選挙会を開き、当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆議院名簿登載者のうち、その衆議院名簿における当選人となるべき順位に従い、その選挙において選挙すべき議員の数に相当する数の衆議院名簿登載者をもつて当選人と定めなければならない。この場合においては、第九十五条の二第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する。

9 (略)

(当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例)

第百三条 (略)

2・3 (略)

4 一の選挙につき第九十六条、第九十七条、第九十七条の二又は

きは、投票は、行わない。

4～6 (略)

7 前項に規定する場合を除くほか、衆議院（比例代表選出）議員の選挙において、第八十六条の二第一項又は第九項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき又は超えなくなつたときは、選挙長は、次条第四項の規定による通知があつた日又はその翌日に選挙会を開き、当該衆議院名簿登載者をもつて当選人と定めなければならない。この場合においては、第九十五条の二第五項及び第六項の規定を準用する。

8 前二項に規定する場合を除くほか、衆議院（比例代表選出）議員の選挙において、第八十六条の二第一項の規定による届出をした衆議院名簿届出政党等が一であるとき又は一となつたときは、選挙長は、次条第四項の規定による通知があつた日又はその翌日に選挙会を開き、当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆議院名簿登載者のうち、その衆議院名簿における当選人となるべき順位に従い、その選挙において選挙すべき議員の数に相当する数の衆議院名簿登載者をもつて当選人と定めなければならない。この場合においては、第九十五条の二第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

9 (略)

(当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例)

第百三条 (略)

2・3 (略)

4 一の選挙につき第九十六条、第九十七条、第九十七条の二又は

第一百二十二条の規定により当選人と定められた者が、他の選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による届出のあつたものであるとき、第八十六条の二第一項若しくは第十項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者であるとき、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第十項前段の規定による届出に係る参議院名簿登載者であるとき又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつたものであるときは、第九十一条又は第一項の規定にかかわらず、第一百一条第二項、第一百一条の二第二項、第一百一条の二の二第二項又は第一百一条の三第二項の規定により一の選挙の当選の告知を受けた日から五日以内にその選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）にその当選を辞する旨の届出をしないときは、他の選挙について、その公職の候補者に係る候補者の届出が取り下げられ若しくはその公職の候補者たることを辞したものとみなし、若しくはその公職の候補者たる衆議院名簿登載者若しくは参議院名簿登載者でなくなり、又はその当選を失う。

（議員又は長の欠けた場合等の繰上補充）

第一百二十二条（略）

2（略）

3 第九十五条の二第六項及び第七項の規定は、前項の場合について準用する。

第一百二十二条の規定により当選人と定められた者が、他の選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による届出のあつたものであるとき、第八十六条の二第一項若しくは第九項の規定による届出に係る衆議院名簿登載者であるとき、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段の規定による届出に係る参議院名簿登載者であるとき又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつたものであるときは、第九十一条又は第一項の規定にかかわらず、第一百一条第二項、第一百一条の二第二項、第一百一条の二の二第二項又は第一百一条の三第二項の規定により一の選挙の当選の告知を受けた日から五日以内にその選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）にその当選を辞する旨の届出をしないときは、他の選挙について、その公職の候補者に係る候補者の届出が取り下げられ若しくはその公職の候補者たることを辞したものとみなし、若しくはその公職の候補者たる衆議院名簿登載者若しくは参議院名簿登載者でなくなり、又はその当選を失う。

（議員又は長の欠けた場合等の繰上補充）

第一百二十二条（略）

2（略）

3 第九十五条の二第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。

(選挙運動の期間)

第二百二十九条 選挙運動は、各選挙につき、それぞれ第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による候補者の届出、第八十六条の二第一項の規定による衆議院名簿の届出、第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出（同条第二項において準用する第八十六条の二第十項前段の規定による届出に係る候補者については、当該届出）又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による公職の候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

(投票記載所の氏名等の揭示)

第一百七十五条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の揭示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位（第八十六条の二第七項の規定により同一の順位とされた衆議院名簿登載者が同一順位内登載者群に分けられ、それらに優先割当順位が付されている場合にあつては、当該同一順位内登載者群及び当該優先割当順位を含む。）の揭示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の揭示を、その他の選挙にあつては

(選挙運動の期間)

第二百二十九条 選挙運動は、各選挙につき、それぞれ第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による候補者の届出、第八十六条の二第一項の規定による衆議院名簿の届出、第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出（同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段の規定による届出に係る候補者については、当該届出）又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による公職の候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

(投票記載所の氏名等の揭示)

第一百七十五条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の揭示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の揭示を、その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。）の揭示をしなければ

投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。）の掲示をしなければならぬ。ただし、第四十六条の二第一項に規定する方法により投票を行う選挙にあつては、この限りでない。

2・3 (略)

4 参議院（比例代表選出）議員の選挙における第一項の各参議院名簿届出政党等に係る参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序（第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項前段の規定による届出があるときは、当該参議院名簿に記載された氏名の次に、当該届出に係る文書に記載された氏名をその記載された順序のとおりに加えた氏名の順序）による。

5・8 (略)

(通常葉書等の返還及び譲渡禁止)

第七十七条 第四百二十二条第一項及び第五項の規定により選挙運動のために使用する通常葉書の交付を受けた者、同条第七項若しくは第四百十四条第二項の規定により証紙の交付を受けた者若しくは衆議院名簿届出政党等又は前条の規定により特殊乗車券若しくは特殊航空券の交付を受けた者は、次に掲げるときは、直ちにその全部を返還しなければならない。ただし、選挙運動に使用したためその全部を返還することができないときは、選挙運動に使用したことを証する明細書を添えて、残部を返還しなければならない。

ならない。ただし、第四十六条の二第一項に規定する方法により投票を行う選挙にあつては、この限りでない。

2・3 (略)

4 参議院（比例代表選出）議員の選挙における第一項の各参議院名簿届出政党等に係る参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序（第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第九項前段の規定による届出があるときは、当該参議院名簿に記載された氏名の次に、当該届出に係る文書に記載された氏名をその記載された順序のとおりに加えた氏名の順序）による。

5・8 (略)

(通常葉書等の返還及び譲渡禁止)

第七十七条 第四百二十二条第一項及び第五項の規定により選挙運動のために使用する通常葉書の交付を受けた者、同条第七項若しくは第四百十四条第二項の規定により証紙の交付を受けた者若しくは衆議院名簿届出政党等又は前条の規定により特殊乗車券若しくは特殊航空券の交付を受けた者は、次に掲げるときは、直ちにその全部を返還しなければならない。ただし、選挙運動に使用したためその全部を返還することができないときは、選挙運動に使用したことを証する明細書を添えて、残部を返還しなければならない。

一・二 (略)

三 衆議院名簿届出政党等にあつては、第八十六条の二十十一項の規定により届出を取り下げたとき又は同条第十二項の規定により届出を却下されたとき。

四 参議院比例代表選出議員の候補者にあつては、第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の規定により当該候補者たる参議院名簿登載者に係る記載が抹消されたとき、第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定により参議院名簿届出政党等が当該候補者に係る参議院名簿を取り下げたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十二項若しくは第十三項の規定により当該候補者に係る参議院名簿の届出若しくは当該候補者に係る参議院名簿登載者の補充の届出が却下されたとき。

2 (略)

(選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲)

第百九十七条 次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出でないものとみなす。

一 (略)

二 第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第十項前段又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた後公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

三〇七 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 衆議院名簿届出政党等にあつては、第八十六条の二第十項の規定により届出を取り下げたとき又は同条第十一項の規定により届出を却下されたとき。

四 参議院比例代表選出議員の候補者にあつては、第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第七項の規定により当該候補者たる参議院名簿登載者に係る記載が抹消されたとき、第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定により参議院名簿届出政党等が当該候補者に係る参議院名簿を取り下げたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項若しくは第十二項の規定により当該候補者に係る参議院名簿の届出若しくは当該候補者に係る参議院名簿登載者の補充の届出が却下されたとき。

2 (略)

(選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲)

第百九十七条 次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出でないものとみなす。

一 (略)

二 第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた後公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

三〇七 (略)

2 (略)

(実費弁償及び報酬の額)

第九十七條の二 (略)

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら第四百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら第四百四十二条の三第一項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は第四百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること(次項及び第四項において「要約筆記」という。)のために使用する者に限る。)については、前項の規定による実費弁償のほか、当該選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第十項前段又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、公職の候補者一人について一日五十人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、一人一日につき政令で定める基準に従い当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める額の報酬を支給することができる。

3 (略)

(実費弁償及び報酬の額)

第九十七條の二 (略)

2 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら第四百四十一条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら第四百四十二条の三第一項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は第四百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること(次項及び第四項において「要約筆記」という。)のために使用する者に限る。)については、前項の規定による実費弁償のほか、当該選挙につき第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出のあつた日からその選挙の期日の前日までの間に限り、公職の候補者一人について一日五十人を超えない範囲内で各選挙ごとに政令で定める員数の範囲内において、一人一日につき政令で定める基準に従い当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める額の報酬を支給することができる。

3 (略)

(立候補に関する虚偽宣誓罪)

第二百三十八条の二 第八十六条第五項（同条第八項においてその例によることとされる場合を含む。）、第七項（同条第八項においてその例によることとされる場合を含む。）、若しくは第十項（第九十八条第四項（第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第八十六条の二第二項（同条第十項においてその例によることとされる場合を含む。）若しくは第九項（第九十八条第四項（第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第二項、第九項（第九十八条第四項（第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第十項前段又は第八十六条の第四項（同条第五項、第六項又は第八項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により添付された宣誓書において虚偽の誓いをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2
(略)

(立候補に関する虚偽宣誓罪)

第二百三十八条の二 第八十六条第五項（同条第八項においてその例によることとされる場合を含む。）、第七項（同条第八項においてその例によることとされる場合を含む。）、若しくは第十項（第九十八条第四項（第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第八十六条の二第二項（同条第九項においてその例によることとされる場合を含む。）若しくは第八項（第九十八条第四項（第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第二項、第八項（第九十八条第四項（第一百十二条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第九項前段又は第八十六条の第四項（同条第五項、第六項又は第八項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により添付された宣誓書において虚偽の誓いをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2
(略)

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表（第七条関係）	別表（第七条関係）												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 219 300 385">(略)</td> <td data-bbox="300 219 1177 385"> <p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</p> </td> <td data-bbox="252 385 300 965">(略)</td> <td data-bbox="300 385 1177 965"> <p>第三十条の五第一項、第八十六条第一項から第三項まで、第八項及び第九項、第八十六条の二第一項、第八項、第十項及び第十一項（同条第八項、第十項及び第十一項については、第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。）、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項、第八十六条の五第一項、第四項及び第七項、第八十六条の六第一項、第二項、第五項、第八項及び第九項、第八十六条の七第一項及び第五項、第九十八条第二項及び第三項、第九十九条の二第二項及び第四項、第一百十二条第七項において準用する第九十八条第二項及び第三項並びに第一百六十八条第一項から第三項まで</p> </td> <td data-bbox="252 965 300 1106">(略)</td> <td data-bbox="300 965 1177 1106"> <p>第三条</p> </td> </tr> </table>	(略)	<p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</p>	(略)	<p>第三十条の五第一項、第八十六条第一項から第三項まで、第八項及び第九項、第八十六条の二第一項、第八項、第十項及び第十一項（同条第八項、第十項及び第十一項については、第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。）、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項、第八十六条の五第一項、第四項及び第七項、第八十六条の六第一項、第二項、第五項、第八項及び第九項、第八十六条の七第一項及び第五項、第九十八条第二項及び第三項、第九十九条の二第二項及び第四項、第一百十二条第七項において準用する第九十八条第二項及び第三項並びに第一百六十八条第一項から第三項まで</p>	(略)	<p>第三条</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 1137 300 1303">(略)</td> <td data-bbox="300 1137 1177 1303"> <p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</p> </td> <td data-bbox="252 1303 300 1906">(略)</td> <td data-bbox="300 1303 1177 1906"> <p>第三十条の五第一項、第八十六条第一項から第三項まで、第八項及び第九項、第八十六条の二第一項、第七項、第九項及び第十項（同条第七項、第九項及び第十項については、第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。）、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項、第八十六条の五第一項、第四項及び第七項、第八十六条の六第一項、第二項、第五項、第八項及び第九項、第八十六条の七第一項及び第五項、第九十八条第二項及び第三項、第九十九条の二第二項及び第四項、第一百十二条第七項において準用する第九十八条第二項及び第三項並びに第一百六十八条第一項から第三項まで</p> </td> <td data-bbox="252 1906 300 2056">(略)</td> <td data-bbox="300 1906 1177 2056"> <p>第三条</p> </td> </tr> </table>	(略)	<p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</p>	(略)	<p>第三十条の五第一項、第八十六条第一項から第三項まで、第八項及び第九項、第八十六条の二第一項、第七項、第九項及び第十項（同条第七項、第九項及び第十項については、第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。）、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項、第八十六条の五第一項、第四項及び第七項、第八十六条の六第一項、第二項、第五項、第八項及び第九項、第八十六条の七第一項及び第五項、第九十八条第二項及び第三項、第九十九条の二第二項及び第四項、第一百十二条第七項において準用する第九十八条第二項及び第三項並びに第一百六十八条第一項から第三項まで</p>	(略)	<p>第三条</p>
(略)	<p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</p>	(略)	<p>第三十条の五第一項、第八十六条第一項から第三項まで、第八項及び第九項、第八十六条の二第一項、第八項、第十項及び第十一項（同条第八項、第十項及び第十一項については、第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。）、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項、第八十六条の五第一項、第四項及び第七項、第八十六条の六第一項、第二項、第五項、第八項及び第九項、第八十六条の七第一項及び第五項、第九十八条第二項及び第三項、第九十九条の二第二項及び第四項、第一百十二条第七項において準用する第九十八条第二項及び第三項並びに第一百六十八条第一項から第三項まで</p>	(略)	<p>第三条</p>								
(略)	<p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</p>	(略)	<p>第三十条の五第一項、第八十六条第一項から第三項まで、第八項及び第九項、第八十六条の二第一項、第七項、第九項及び第十項（同条第七項、第九項及び第十項については、第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。）、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項、第八十六条の五第一項、第四項及び第七項、第八十六条の六第一項、第二項、第五項、第八項及び第九項、第八十六条の七第一項及び第五項、第九十八条第二項及び第三項、第九十九条の二第二項及び第四項、第一百十二条第七項において準用する第九十八条第二項及び第三項並びに第一百六十八条第一項から第三項まで</p>	(略)	<p>第三条</p>								